

## 「地域の元気づくり」&「交流の促進」に取り組む団体と個人を応援します!!!

### New 八峰町地域の元気づくり活動支援事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 町民に生きがいをもたらす元気を与える事業
  - (2) 地域にまつわる伝統文化の継承・復興等に関する事業
- ※ 補助金の交付を受けることができる事業は、一年度につき一団体（個人）あたり1事業までです。

#### 2 補助対象者

- ・町内に在住、在学、または在勤の者で構成され、町内に活動拠点を有する自治会を除く団体および個人
- ・政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体および個人
- ・団体を構成する町民について、町税および使用料等の滞納がない団体および個人

#### 3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 5 補助金額

補助対象経費の10/10、または10万円のいずれか低い方の額。（1,000円未満切り捨て）

#### 6 応募期限

令和3年1月29日(金) ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。

### 八峰町交流促進事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 定住移住を促進するための体験活動事業（移住ツアー、田舎暮らし体験ツアー等）
  - (2) 交流人口の増加を図るための体験活動事業（町の資源を活かしたグリーン・ツーリズム等）
- ※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり2事業までです。

#### 2 補助対象者

町内に在住、在学、または在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する次の団体。

- ①政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体。
- ②団体を構成する全ての者について、町税および使用料等の滞納がない団体。

#### 3 補助要件

次の(1)から(4)を含む要綱で定める全ての要件を満たす事業

- (1) 八峰町内を会場に実施される事業であること
- (2) 町内在住者を除く参加者が10名以上であること
- (3) 宿泊を伴う場合は、町内の宿泊施設を利用すること
- (4) 町やマスメディアの取材等に協力すること 等

#### 4 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 5 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 6 補助金額

補助対象経費の10/10、または30万円のいずれか低い方の額。  
(1,000円未満切り捨て)

#### 7 応募期限

令和3年1月29日(金) ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。



#### 問合せ先

八峰町企画財政課 企画係  
〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
☎ 0185-76-4603 Fax 0185-76-2113  
mail : kikaku@town.happou.akita.jp



## あなたの空き家を貸してください!

10年間、月額 **最大25,000円** の家賃収入が入ります!

八峰町では、定住移住施策として、町内にある空き家を町がお借りし、必要なリフォームを行い、定住や移住をお考えの方に貸し出すための住宅を整備する事業を実施しています。

**応募者の要件** 次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 空き家およびその敷地の両方を所有していること。  
※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。  
※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

**応募物件の要件** 次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売または滞納処分がされていないこと。

**借上げに関する内容・要件**

1. 借上げ期間は10年を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、空き家の状態に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかんを問わずお支払いしません。
4. 借上げた空き家等、改修が必要な場合は、450万円を限度に町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

**応募方法**

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。

※申込用紙は企画財政課窓口へ備え付けてあるほか、ホームページからもダウンロード可能。

**応募締切**

令和2年5月29日(金)午後5時まで

**選考・採用について**

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。

採用・不採用の決定は、6月下旬に文書で結果を通知します。(採用戸数：2戸を予定)

#### 問い合わせ先

企画財政課 ☎0185-76-4603 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)  
FAX：0185-76-2113 メール：kikaku@town.happou.akita.jp